

亀岡市選挙管理委員会告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、縦覧に供した亀岡市条例制定請求者署名簿については、当該縦覧期間内に異議の申出はなかった。その結果、当該署名簿に記載された有効署名の総数を次のように定める。

平成25年11月5日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎 千恵子

有効署名の総数 3,073人